

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

111

- 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

○東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

### 規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………四

○東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程……………四

○東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………四

○東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………五

○東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程……………五

○東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………五

### 規程（交）

#### ●交通局規程第三十一号

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。第六条第三項中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

#### ●交通局規程第三十二号

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。第二条中「、若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十六条第一項に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第一号の二中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改め、同条第九号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第二条の二第二号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

#### ●交通局規程第三十三号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年交通局規程第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第一号の二中「法」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)」に改め、同条第十号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第二条の二第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

●交通局規程第三十四号

東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程(平成三十年交通局規程第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条を削り、第十一条を改め、同条を第十二条とし、第十条の次に一条を加える改正規定のうち第十一条第一号中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により」を削る。

第十三条を改め、同条を第二十条とし、第十二条の次に七条を加える改正規定のうち第十三条第二項第一号中「前項第四号」を「前項第一号、第四号」に改め、同項第三号中「(法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。)」を削る。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第十三条を改め、同条を第二十条とし、第十二条の次に七条を加える改正規定のうち第十三条第二項第一号の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

●交通局規程第三十五号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十一年交通局規程第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第四号中「一般地方独立行政法人」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第九条の二第七項中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第十二条の三中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十五条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

付則第二十一条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第五条の二第二項第四号、第九条の二第七項及び付則第二十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程(昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

る。  
第三条の二第三項中「(同法第十六条第一号に該当する  
場合を除く。)」を削る。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償に  
関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次  
のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局一般職非常勤職員の報酬及び費  
用弁償に関する規程の一部を改正する規程の  
一部を改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償に  
関する規程の一部を改正する規程(平成三十年東京都水道局  
管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条を改め、同条を第十七条とし、同条の次に十  
条を加える改正規定のうち第十八条中「、若しくは地方公務  
員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」とい  
う。第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規  
定により)」を削り、第十九条第一項第三号中「法第二十八  
条第二項第一号」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第  
二百六十一号。以下「法」という。第二十八条第二項第  
一号)」に改め、同条第二項第一号中「前項第四号」を「前  
項第一号、第四号」に改め、同項第三号中「(法第十六条  
第一号に該当して失職した者を除く。)」を削る。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一  
日」に改める。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。ただ  
し、第十三条を改め、同条を第十七条とし、同条の次に十  
条を加える改正規定のうち、第十九条第二項第一号の改正  
規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十一号

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正  
する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の  
一部を改正する規程

東京都水道局職員の期末手当に関する規程(昭和四十七  
年東京都水道局管理規程第二十四号)の一部を次のように  
改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「、若しくは地方公  
務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」と  
いう。第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の  
規定により失職し)」を削り、同項第一号中「法」を「地方  
公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」  
という。)」に改め、同項第二号中「(法第十六条第一号  
に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正  
する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の  
一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四  
年東京都水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正  
する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「、若しくは地方公  
務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」と  
いう。第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の  
規定により失職し)」を削り、同項第一号中「法」を「地方  
公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」  
という。)」に改め、同項第二号中「(法第十六条第一号  
に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第二条の二第二号中「(法第十六条第一号に該当して失  
職した職員を除く。)」を削る。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十三号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正  
する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都水道局長 中嶋正宏

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第四号中「一般地方独立行政法人」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第八条第七項中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第十三条の二第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十九条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

付則第二十一条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第七号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都下水道局長 和賀井克夫

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第八号

東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都下水道局長 和賀井克夫

東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程(平成三十年東京都下水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の改正規定中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により」を削る。

第十三条を改め、同条を第二十二条とし、第十二条の次に九条を加える改正規定のうち第十三条第二項第一号中

「前項第四号」を「前項第一号、第四号」に改め、同項第三号中「(法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。)」を削る。

く。)」を削る。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第十三条を改め、同条を第二十二条とし、第十二条の次に九条を加える改正規定のうち第十三条第二項第一号の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第九号

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都下水道局長 和賀井克夫

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程(昭和四十七年東京都下水道局管理規程第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)」第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同項第一号中「法」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)」に改め、同項第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第二条の二第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同項第一号中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改め、同項第二号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第二条の二第二号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十一号

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程（平成二年東京都下水道局管理規程第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第十六条第二号、第三号及び第五号」を「第十六条第一号、第二号及び第四号」に改める。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十二号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十六日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第四号中「一般地方独立行政法人」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第八条第七項中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第十三条の三中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十二條第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を「をした者」に改める。

付則第十九条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第六条の二第二項第四号、第八条第七項及び付則第十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえに  
リサイクルされています。